

# 夢想の意味あい

——『看聞日記』の場合——

位 藤 邦 生

伏見宮貞成（一三七二—一四五六）が著した『看聞日記』は、現存する分だけでも別記二巻を含めて四十四巻、記録された期間は前後三十三年を越えている。『看聞日記』応永二十三年巻首には、「日記自今年書始之、以前不記、此年有大通院御事」とある。しかし、『看聞日記』四十四巻の中には、すでに応永十五年三月後小松天皇北山行幸記（貞成筆一卷）を含んでおり、しかも『圖書寮叢刊看聞日記紙背文書・別記』では、応永二十三年以前の別記三点が紹介された。この内「称光院大嘗会御記」（応永二十二年）は、別記とはいいながら日次記の体裁をとっており、その記事中には、「諸人履薄氷時節歎、可恐々々」と、のちの『看聞日記』にあつて極めて印象的な例の字句がすでに見えている。客観的であるべき公事の記録に、ややもすれば筆者の感情が現れるという、貞成の日記の特徴を夙に見せているのである。

はじめにあげた貞成自身の注記によって、『看聞日記』たる書名

の下に書かれた日記は、やはり応永二十三年分からと考えざるを得まいが、今まで述べてきたように、彼がそれ以前にも日記を書いた事実はなお注目し得る。貞成は応永十八年四十歳の年に今出川家から伏見殿に帰住、元服の儀式が「毎事依略儀」ながらこれと同時に行なわれた。この時の儀式については貞成自身による記録がある。彼が「日記」を書き始める時期は、或いはこの時でもよかつた筈で、そういう日記執筆のきっかけとなるべき時期としては、応永二十四年彼が宮家を相続した時が同様に考えられる。が、それ以前の日記執筆の事実にもかかわらず、現存する『看聞日記』起筆の時期が、あくまでも応永二十三年正月であるとされると、貞成のある意図が感じられよう。直接的には先の文中「此年有大通院御事」が、『看聞日記』を「此年」からまとめて残した理由であろう。大通院は貞成の父伏見宮崇仁親王。——以下は私の全くの推測になる。

父の死に際して、「日夜昵近、朝暮致孝、殊更去年自御病惱至御臨終、看病競寸暇、勵忠孝之懇志而已」と自ら記すように、崇仁に

対する孝心の強調が二十三年の記事に著しく、父の在世中から兄治仁との間に隠微な確執対立があった。応永十九年の詠に、

いかにせむたのむ古果にかへりても身をうくひすのねこそなかるれ(注1)

とあるのも、単に京都思慕の情からだけではあるまい。治仁による宮家相続以後は、彼に対する内心の鬱憤が記事中に一段と露骨である。深酒を咎め、博奕を憤り、治仁が貞成に内緒で領地問題を扱うのを深く憤っている。

が、そうこうする内治仁が急死、貞成が遺跡を相続することになった。「男子無御座間無御相続人、仍予御遺跡相続申、不慮之儀且神慮也、大通院御存生之時、年来勸忠孝併冥伽之至也」と彼は書いてゐる。年来大通院に忠孝を励んだことがこゝでも繰り返されるのに注意したい。貞成一味が治仁を毒殺したとの噂もあったが、貞成は栄仁の生前治仁の猶子となっていたから、相続の件自体に問題はなかった筈である。それにもかかわらず大通院への孝養がまたしても強調され、いわば相続正当化への一事由とされる点が、私には興味深い。下房俊一氏は「伏見宮貞成」で、「むしろ、貞成による毒殺説はわたしを魅惑しさえするのだが、残念ながらこの人物は、そうした危険を恐れぬ大胆さは持ちあわせていなかった」と言われた。(注2)確かに毒殺の件の真相は分らない。併しながら貞成の性格については、私には下房氏とは別の印象がある。斜陽に立つ公家層の一員としての貞成の処世上の用意周到さは並々でない。応永年間にはそれほど成功しなかったにしろ、絶大な世俗権力である將軍を利用する意図は、早くから見えていた。また、ひとたび危険を感じずるや、蝸牛のように首を竦め身を守る術も、彼の場合水際立って巧

みであった。実は私の本稿での意図は、彼のそのような生き方の一局面を見ることにあるのである。

とりあえず、ここで推測の締め括りをしておきたい。伏見宮家の伝統を記し子孫にこれを伝える日記には、宮家の祖栄仁親王の死の記録は是非とも必要であった。また同時に、彼に対する孝養の強調も、後の貞成自身による宮家相続正当化のためには必須の要件であった。以上の点から、保存する日記の起筆時点が、応永二十三年に定められたのである。『看聞日記』応永期約十年間の分は、後にまとめて清書され残されている。草稿は廃棄されたい。少なくとも今までのところ第一次草稿は見つかっていない。ここにも貞成の深慮が見られる。崇光院流過去の栄光を背にし、また自らの能力への矜恃も大きかった貞成は、自身の知恵と公家としての伝統的な処世技術を武器として、自分の人生に大きな計画を立てた。並はずれた野心の上に立つ計画は緻密で、しかも言いうれば隠微なものであった。人々の目にはむしろ典型的な非行動の人として映った筈の、貞成の人生は、実は綿密に計算されたもので、それは『看聞日記』を読むことよってのみ明らかになる。日記に記された事実の裏に、彼の情念の動きが透けて見え、巧妙に隠された彼の野心も、日記全体を偽ることはできなかった。『看聞日記』起筆時点の選び方も、彼の計画の一部であったと考えられるのである。

## 2

日本文学には「夢」を素材とした作品が夥しい。小町の歌を始めとする和歌の伝統の中で、夢はとりどりに扱われた。物語の場合にも『浜松中納言物語』等があり『源氏物語』も例外でない。近くは

三島由紀夫の『豊饒の海』中村真一郎の『四季』等をあげうる。それほどに日本の文学者にとつて、というよりも日本人にとつては、「夢」は魅惑的な素材であった。日記文学では、『かげろふ日記』『更級日記』などがすぐにも思い浮かぶ。道綱母の場合には深層心理学の面から彼女の夢の正体が解明され、孝標女の場合には前後十一回の夢を手懸りにして彼女の心の履歴が明らかにされる。そしてこれらの夢の記述は、文学としての日記を支える大きな要因であった。ところで私は、このところ、伏見宮貞成の『君聞日記』を文学作品として読んでいるのだが、この作品の場合にも、前後十五回に及ぶ夢の記述は、なかなか重要な意味をもっている。貞成が書きとめた夢想のうちから、彼の人生に関わり深いもの十例をとりあげて、その特質を検討してみたい。(なお印刷の都合上引用文の細字の二行割注は八V内一行に記した)。

#### 夢想の(1)

今曉夢想ニ、三条大納言八公雅卿V檳榔毛車一両、八轍二具、牛一頭V進之、始終進置之由以狀申、大通院御座此狀御披見則夢覺了、是官位先途可達吉夢之間記之、(応永26・7・16)

貞成の著『椿葉記』(永享五年)には、「ちかく故大納言公雅卿の母は我母儀八西御方と申V姪にて侍れは」とある。公雅の曾祖父三条実経は崇光院外戚でもあった。従つて、正親町三条家は外様とはいいながら伏見宮家とは殊に縁が深かったのである。しかもここでは、その三条が、当時室町幕府に特に重んじられていた家であった点に注意しなければならぬ。このような理由から、貞成は、「是官位先途可達吉夢」というのである。貞成が伏見宮家三代目の当主になつてからも、宮家は依然沈淪していた。崇光院流の没落以

来後光厳院流に移された所領も、その大部分は回復されていず、貞成自身いまだ無位無官であった。応永二十八年彼が石清水八幡宮に奉納した願文には、「願は相伝の旧領本に復して、宮中二たび繁昌せしめ、殊には官位・先途を達して、朝廷にまはる名を子孫につたへん」とある。先の夢想の意味は、公雅の朝廷・幕府における現在のおぼえから見て、貞成には幸先よ吉夢と思われたのであった。公雅からの書状を榮仁親王が披見したというのは、貞成が、果たせなかつた父の宿願を継承していたことを示している。或いは示しなかつたのかも知れない。畢竟貞成の出世の欲望に根ざした夢想であった。

#### 夢想の(2)

抑今曉夢想八幡ニ参、神ト雜談中心地す、予発句中、君ならてたのむかけなき我身かな

神付之、

昨日のふみの文字のうす墨

第三句傍人アリテ付之、其句不分明、世事申談ト見テ夢覺了、不思議之夢想也、仍記之、賜神句其心不審、吉凶如何々々、(応永27・閏1・11)

柴田実氏の『中世庶民信仰の研究』に拠れば、石清水八幡宮は第二宗廟として歴朝の崇敬が篤かつたばかりでなく、当時の庶民にとつては、現世利益擁護の神として名高かつた。先にあげた応永二十八年の願文に、貞成は次のように書いている。「貞成そのかみ進退の安否いまたさたまらざりし時、室前にまうてて一心に信を致して身の愁を折たてまつりき、しかるにはからざる外に一流相統の身となれり、これしるしなから、祖神の御恵にあつかる事をしりぬ、い

よく「我神の加護を仰外さらに他念なし」——ここにいう八幡參詣は、応永二十三年以前のことであるが、正確な日時は不明である。この他にも彼は二十九年に參詣、永享三年には再び願文を奉納して、太上天皇尊号宣下を祈念している。八幡の神は貞成にとって、北野天神とともに、彼の野心・欲望を直接に訴えうる神であった。願文の文句「たゞ運を天にまかせて、祖神の冥助を仰なくてはたむ所もなし」は、夢想の発句に対応している。官位の先途を達する欲望と旧領回復の望みが、この時代彼にとって最も切実な願ひであった。

### 夢想の(3)

抑源宰相以狀申、家中之女房八息女歟、去廿一日曉有夢想事、一紙注進、予、菊弟御座之時、近辺小社八菊弟敷地内有小社、有立願事、其願未果遂、此由伏見殿へ應可申入之由夢想云々、此立願忘却了更不覚悟、雖然立願申題目ハ実事也、予進退難儀事沙汰ありし時立願申ける、令忘却了、進退事ハ実事之間、不思儀夢想也、應可果遂之由返事了、不思儀夢想神慮可恐云々、(応永29・9・30)

源宰相は宮家近臣の田向経良。「予菊弟御座之時」は、『椿葉記』に「予襁褓の時より今出川入道左府に養育せられて、多年菊亭に付き」と言うところで、応永十八年貞成が伏見殿に帰住する以前のことである。ここにいう「立願事」の具体的な内容はわからない。「予進退難儀事沙汰ありし時」の事情も不明ながら、「貞成そのかみ進退の安否いまたさたまらざりし時」(前出願文)「門跡をさへさらはるゝ程の員外の身にて」(椿葉記)と自らを規定しなければならなかった若年の頃の難儀であったのであろう。従って「立

願事」も「寿福ふたつことにねかふ」彼自身の欲望に基いていたであろうことは、容易に想像されるのである。

### 夢想の(4)

田向あや八宰相息女、自崇賢門院來臨、年始礼云々、若宮御事女院有御沙汰、正月之始真乘寺塔主人惠明御坊、有夢想事、若宮御器用之間、御位事不可有子細敷、内裏ニても院ニても可為御猶子歟など、誰人やらん申談之由夢想云々、此由塔主崇賢門院ニ被語申、室町殿御耳ニも入云々、あや語之由、宰相申可為正夢間珍重也、有憑云々、(応永31・正・29)

この数年来貞成の望みは、彼自身が親王宣下を受けることだったが、当時称光天皇が病気がちで、しかも男子がなかったところから、後小松院の好誼を利用して長子彦仁を皇位に即ける野心が、一方には芽ばえてきていた。世間の取り沙汰も彼の欲望をあおった。前年の応永二十九年正月には、「両三年可參社之由有宿願」って石清水八幡宮へ參詣したが、その折は、「雖幼少有所思」って、当時四歳の彦仁を伴っている。また同じ年には次の記事もある。

広橋語云、若宮御事此間室町殿院參之時、連々有御沙汰云々、御年令など種々問之、如何様子細哉不審也、禁裏就御惱世人有語歌之事、而如此御沙汰不審、先以珍重也、(応永29・8・5)

広橋は大納言広橋兼宣、当時武家伝奏を勤めていた。「如何様子細哉不審也」は、貞成の慎重さからくる例の韜晦で、「先以珍重也」が本音であろう。彦仁への期待は大きくふくらんでいて、はじめにあげた二十九日の記事に先立ち、同じ月の二十五日には、伏見殿で臨時の連歌会が開かれているが、「人数不及広」で、きわめて内輪の会であった。その折の首韻に次のような句がある。(注

比早く伏見の小田の色つきて

竹の小枝の葉こそさかゆれ

かしこきかいて、や御代を政らん

正永  
慶、

著名のないのは貞成の句で、正永、慶、ともに宮家譜代の近臣、冷泉正永及び庭田重賢（幼名慶寿丸）である。貞成の句は、「難波津に冬こもる木の花も春辺にあひ、伏見のさとに時しらぬ朽木の柳も眉をひらくおりふし」と、のちに『椿葉記』に述べる趣にかよっている。竹園はいうまでもなく天皇の子孫たる皇族の異称であり、貞成はしばしば伏見宮家を竹園と呼んでいる。とすれば、正永重賢の右の二句は、彦仁踐祚の予兆を梶う句とみてほぼさしつかえなからう。つまり、当時の称光天皇の様子から見て、彦仁の踐祚は意外に早く実現するのではないかと、みなが期待していたという事情があったのであろう。この頃貞成の意欲が一つのピークを示していたことは、次にあげる三日後の記事からもうかがえる。

抑日暮時分鶯常所ニ飛入、補之入籠、凡野鳥入室惟異也、但鶯ハ有何事哉、吉凶不審、（応永31・2・2）

この日の記事の欄外には、細字による補記がある。

鶯事後思合翌年有親王宣下、鶯ハ遷居鳥也、昇進嘉瑞示之、尤珍重也、

内容から、のちに日記を清書したとき追記されたものであると知れる。このように、日常的ないろいろな出来事までが、彼の運不運と結びつけて解釈されようとしていたところに、貞成の欲望のあらわれを見るのである。

### 夢想の(5)

今曉夢想連歌欲張行、賀茂祭の心地して予出發句、

日のめくる南になひく葵かな

脇未付之処夢覺了、葵傾日影事本文也、句々無子細歟、何様吉夢也、仍記之、（応永31・5・10）

表面の句意に問題はないが、比喩としては必ずしも分明でない。「葵傾日影事本文也」は、『左伝』に「葵ハ猶能ク其ノ足ヲ術ル」というように、向日葵が日に向かって葉を傾け根を隠す謂である。ここではしかし、「日のめくる南になひく葵」であって、何らかの意味で開運のしるしと思われ、さてこそ貞成は吉夢といったのであるが、今はそれ以上の推測をひかえておきたい。貞成がかねてから親王宣下を望んでいて、それが実現する気配が漸く見えてきた頃の夢想であることは、つけ加えておく必要がある。

### 夢想の(6)

今曉有夢想事、北野へ参詣、乗車、御前ど覚しく車を立て祈念而、天童の様なる人其姿不分明、其人仏具之花土器のやうなる物を投て我身に賜、利生の心ちして則懐中、重又投賜、初はさらの様也、後は土器也、其体金色瑩、花土器有文、ちいさく殊勝物也、二を懐中、傍ニ紙あり、其二包て懐中、令祈念心ちして夢覺了、不思議靈夢也、併聖廟可預御利生奇瑞也、自訴事仙洞へ申入最中也、可成就靈夢之間隨喜無極、聖廟弥可信仰也、（応永31・9・10）

文中にいう「自訴事」は、前月の記事に「爰本計会事、昨日仙洞へ委細申入、愚状を入見参」というところである。石清水八幡宮に奉納した例の願文に、「窮困のうれへ、法に過て世路をわたるに治術なし」と書いた状況に対応している。右の記事の欄外にも後日の

補記があつて、次のように記されている。

此夢後日思合、自仙洞八朝御返種々、重宝金香箱等被下、別而重宝共濟々拜領、此事夢ニ見歟、何様にも御利生也、まさに幸運な正夢であつた。

#### 夢想の(7)

今曉夢想大通院四絃灌頂被授下、其様深秘不可説也、調之様兼如推量也、印ヲ結給、委細不能記之、可有道之冥伽歟、殊更十九日也、妙音天加護隨喜無極、(応永32・3・19)

もともと伏見宮家は楽道に名高く、貞成の父栄仁親王は崇光院から伝えられた琵琶の秘曲、胡渭州の三曲を、長子治仁に伝授していた。貞成もこの内「楊真操」一曲を伝授され、その後栄仁から灌頂を授けられる予定になっていたが、栄仁の病とそれにつづく死によって、ついに果たせなかつた。一方、秘曲三曲はずでに応永十八年栄仁から今出川公行に伝授されていたので、貞成は今度は公行について灌頂を受けようとしたが、公行が流行病で急逝したため、これも諦めなければならなかつた。後小松院に宛てた書状で貞成は、「つるに伝受仕らす候、後悔もとかく申はかりなく、口惜く歎入て候」と書いている。そういう事情があつて、日ごろ残念に思っている事柄であつたから、夢にみたのであろう。「殊更十九日也」というのは、貞成がかつて「楊真操」を父から伝受したのが、応永十八年十一月十九日であつたからである。楽道に関する吉夢であつたことは勿論であるが、同じ月には、「禁裏御惱猶不快御事云々」(十五日)、「親王宣下事、今度御八講遊遁厳儀也」(二十四日)といった出来事があり、それこれ合めて貞成の願望成就を期待させる吉夢であつた。待望の親王宣下が実現したのは、この時から約一か月後の

四月十六日のことであつた。

#### 夢想の(8)

今曉夢想故背宰相秀長卿和歌兩三首詠進、其内一首覚悟自余ハ不覚、

開へき時はきぬそとまなからまたこの花はつねのこの春

此返歌不案出、夢中ニ思案、近日若宮御事天下有沙汰、此事被詠也と思て夢覚了、併天神御詠也、吉夢勿論有憑、其後又夢想僧一人来云、一流御運再興御治定て候そと申と思て夢覚了、兩度夢想不思議也、更不偽之条、祖神天神等任知見者也、源宰相、重有朝臣等語之、瑞夢之由申、(応永32・8・10)

この時に至るまでの貞成の境遇の変化を、はじめに簡単に述べておかねばならない。四月貞成に親王宣下があつたが、結果的には、彼は称光天皇の逆鱗に触れることになり、後小松院のすすめによって出家を余儀なくされた。七月五日のことである。ところが同じ七月には、天皇の病がいよいよ篤くなり、一時は崩御の誤報まで流れて、次期天皇として彦仁が擁立される気配が再び濃くなった。貞成は「別而有祈念事」って、御香宮に参詣し、八幡へは代人をおくつている。称光天皇の容態は、しかし、重態とはいひながら一進一退の様子であつた。貞成は、彦仁踐祚の期待を抱かせるようなニウズを聞かたびに、「尤不審也」「不思議事也」と、例の顛暈を見せながら、一方では熱心に「神慮」にたのみをかけていた。

先に述べたように、五日に貞成は出家し、同じ月の二十五日には、称光天皇が重態に陥つた。(天皇の発病を貞成が実際に知つたのは、二日後の二十七日のことである。もっとも、天皇が多少異常な癩症を見せていたのは、先月来のことで、貞成は後小松院の言葉

をひいて、「所詮内裏御狂氣」と書いている。天皇への彼の悪意のあらわれである。その二十五日、宮家では臨時の連歌会が開かれ、その時の百韻の中には次のような句が見られる。(注4)

さたまなき世は中々のたのみにて

すゑもさかふるそのくれ竹

長々

前句は貞成で、田向長資がそれに付けた。親王宣下から突然の出家、そして彦仁踐祚の期待へと、刻々に変化する状況をふまえて詠まれた句と見ては、私の深読みにすぎようか。「そのくれ竹」はまたしても竹園で、伏見宮家祝賀の意である。

ここで八月十日の夢想を見よう。故菅宰相秀長卿は、応永十八年に逝去した東坊城秀長である。生前宮家と殊に懇意であったというわけではない。菅家と天神のつながりというまでのことであろう。称光天皇は七日には「御惱聊御取直」の状態であったから、貞成の心中の焦慮がこの歌に現れていると見る事ができよう。それにしても、彼が「兩度夢想不思儀也、更不偽之条、祖神天神等任知見者也」と、日記中で弁解じみたことを言っているのは面白い。状況及び心中の欲望とあまりに一致した夢想に、自ら慌てたおもむきである。

これまでが、応永期の記事に記録された夢想である。『看聞日記』応永期の記事中には、今までにとりあげて検討したもののほか、北山女院が夢に故義満に会い、その告げによって大塔炎上の際の難を逃れた話(23・正・9)、後小松院の「御惱御本復之靈夢」(30・正・26)、興福寺の衆徒が夢想の神句を得た話二つ(32・4・24、32・閏6・9)と、計四つの夢想の記事がある。これらの考察はしかし、今回は省略したい。『看聞日記』に見られる夢想の記事全体

に注目する前に、つづいて永享期の例を見ておきたい。

#### 夢想の(9)

予去十日夜夢想ニ六条殿とおほしき所ニ参、兩社之御前のやうなるきた階之所より御房四五十許ニやせくとしたる法師、付衣を着して出給、予本願法皇にてまします心ちして、恐怖して居たるに、御御房、長押下ニ蹲居あり、予居直て御礼中ニ被仰曰、今如此御運開給ハ併吾依擁護也、其をさ様ニも不被思食之間、背本意之由有勅定、予仰天、更々不存緩急之儀、奉憑冥慮之由、種々陳謝申、御房如元御殿之内へ入給と見て夢覺了、奇得夢想也、誠如仰非本願法皇之加護者、一流再興可開運者哉、弥可憑可恐、自元有立願之旨聞、兩社神、供御影御供等明盛法橋ニ仰付進、為御陪瞻源宰相参、靈夢之間記之、(永享8・正・13)

右の文章の説明にはいる前に、応永三十二年以後の貞成の境遇の変化を、説明しておきたい。

正長元年七月ついに称光天皇が崩御し、彦仁が後小松院の猶子として踐祚した。それに先立ち、同じ年の三月には、足利義教が將軍職を嗣いでいる。以来義教は伏見宮家を格別に遇し、永享五年後小松院が崩御してからは、貞成の御所が実質上の仙洞であった。彦仁踐祚のときから、貞成には新たに太上天皇尊号宣下への欲望が芽ばえていた。永享五年、自ら著した「椿葉記」を後花園天皇(彦仁)の見参に入れたのも、一つにはこの望みを早く実現させるためであった。七年十二月には、永年住み馴れた伏見を出て京都東洞院の新第に移り、多年の宿願を果たした。これも義教の好意によって行なわれたのである。

以上が永享八年までの大體の変化であった。太上天皇尊号宣下を除

けば、貞成年来の望みはこれまでにほぼ全部叶ったことになる。永享八年正月の夢想も、そのような状況をふまえていると見るべきである。

六条殿は六条西洞院の長講堂、本願法皇は後白河法皇であろう。

法皇の言葉が面白い。「今如此御運開給ハ併吾依擁護也、其をさ様ニも不被思食之間、背本意之山有勅定」驚いた貞成が様々に弁解し謝って法皇は殿内に消えたという。貞成は「誠如仰非本願法皇之加護者、一流再興可開運者哉」と反省している。しかし、このようにこれまでの段階で貞成の望みは一応すべて叶ったのであるから、ほんとうなら反省だけすればよい筈だが、更に「自元有立願之旨」というのは、なんであろうか。不明というよりほかないが、やはりこゝでも太上天皇号宣下の願望と見るのが、いちばん自然である。

#### 夢想の(10)

南御方今曉有靈夢、内侍所參、御前階昇簾中有貴人ハ女体歟ノ御前刀目神人之様なる物共祇候歴々也、拝見下向道種々物拾取懐中、夢覚云々、可預御利生靈夢也、仍記之、可被達先途夢想也、珍重々々、(永享10・正23)

南御方は貞成の妻幸子で、これは彼女の得た夢想である。南御方は天皇の実母として、すでに永享六年従三位に叙せられていた。

「可被達先途夢想也」というのは、だから、女院号宣下の願いに基いているのであろう。太上天皇号獲得と幸子への女院号宣下が、貞成の人生の最後の望みであった。永享期には、このほか、十年五月近臣の世尊寺行豊が夢想を得て、法楽連歌を張行した件に関する記事がある。

#### むすび

あれこれと述べてきた。以上が『看聞日記』に現れる夢想の記事のすべてである。これらの記事から、貞成のどのような性格が汲みとれようか。書きとめられたすべての夢想が、吉夢或いは、靈夢であることに、第一に注目しなければならぬ。夢想の内容がどれも極めて具体的であることも、同時に興味ある点である。当時貞成が実際に見た夢は、勿論右のようなものばかりではなかったであろうが、それらは日記に書き残す価値のあるものとはみなされなかった。彼の人生にあって、確実に一段ずつ上昇する将来を約束する夢想だけが、意義あるものとして書きとめられた。それらの夢想に関する彼の感想に、「不思議之夢想」とか「神慮也」とかというのがある。が、内心に貞成ほどの大きい野心を持ち、しかもその実現への行動に乏しければ、内心の願望が夢に現れるのは、それほど不思議ではなからう。彼はそのような野心や願望を、日記の中にすら、あからさまには書かなかつた。その表出は慎重に抑えられた。そのためにもそれらは、夢想を表出の突破口とした。夢ならば、どんな野心も表現でき、たとえそれが実現できなくても、つまり正夢とならなくても、夢ならば諦められる。また、夢ならば、野心を人に見すかされ、たとえそれを咎められても、夢であるからと言い逃れられる。貞成の人生における最も大きい野心は、表現の形としては、まづ夢想の形でなされたとみてよい。それはいわば蝸牛の角で、危険があれはずぐにひっこめられるところが、彼にあっては大事であった。貞成は巧みに人生を計算し、一つ一つの段階での答えを人に示して進んだが、計算のからくりそのものを見せようとは決してしなかった。数々の夢想の記事は、いかなれば、彼の計算の過程をときと垣間見させる窓であった。『看聞日記』に見られる貞成の夢想は、夢の語のもつロマンティックな響きとはうらはらに、彼の欲望を等身大に映し出す鏡であったのである。(九州産業大学講師)

注1、『沙玉和歌集』所収 注2、『国語国文』昭和43年11月

注3、『図書寮叢刊看聞日記紙背文書・別記』に拠る。

注4、注3、に同じ。